資料3（別紙1）

教員免許状の取得方法

1. 大学の教職課程を履修して取得する場合

学位（修士／学士／短期大学士） ＋ 大学における教職課程の履修（教科に関する科目＋教職に関する科目） → 普通免許状（専修／一種／二種）

2. 教育職員検定で取得する場合（主に現職教員が既に保有している免許状に加え新たな免許状を取得しようとする場合に活用）

① 上位の免許状を取得する場合（二種→一種）
② 他の教科の免許状を取得しようとする場合（高等地歴＋高校公民）
③ 異なる学校種の免許状を取得しようとする場合（中学校＋小学校）

基礎となる免許状 ＋ 教員としての在職年数 ＋ 大学における単位の修得（教科に関する科目/教職に関する科目） → 普通免許状（専修／一種／二種）

〔実務の検定〕 〔学力の検定〕

※在職年数を加味し、修得単位数を軽減。
（例）一種→専修
一種免＋3年＋15単位（通常は、修士＋24単位）

3. 今回の特例措置〔①幼保連携型認定こども園の円滑な導入〕

（保育士資格 ＋ 基礎資格（学士／短期大学士／その他））＋ 保育士としての在職年数 ＋ 大学における単位の修得（教科に関する科目/教職に関する科目） → 普通免許状（幼稚園）（一種／二種）

② ③〔実務の検定〕 ④〔学力の検定〕

※青枠の具体的な内容について今後検討